

大網白里市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年度財政援助団体等監査の報告に基づき講じた措置について、別添のとおり大網白里市長から通知があったので公表する。

令和5年8月24日

大網白里市監査委員 古川 光夫

大網白里市監査委員 岡田 憲二

総 第 1 3 1 4 号
令和5年8月18日

大網白里市監査委員 古 川 光 夫 様
同 岡 田 憲 二 様

大網白里市長 金 坂 昌 典

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年11月29日付け監第249号で通知のあった財政援助団体等監査の報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知します。

監査の結果に基づき講じた措置について

- 1 報告書番号 令和4年11月29日付け監第249号
 2 監査の種類 財政援助団体等監査

| 監査の結果（指摘事項） | 講 じ た 措 置 |
|---|---|
| <p>大網白里市保護司会</p> <p>■ 補助金交付要綱の策定について</p> <p>補助金交付要綱については、交付団体の監査をする上で都度確認しており、未策定の場合は指摘としているところである。このことを踏まえ総務課では、令和2年12月に各所管課へ補助金交付要綱を策定するよう周知しているが、所管課は策定していなかった。</p> <p>交付団体に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであることから、それに対して有効な補助金の支出をなしうよう、事業の目的や補助対象経費を明確にし、個別に配慮した交付要綱又は支出基準を整備されたい。</p> <p>大網白里市遺族会</p> <p>■ 補助金交付要綱の策定について</p> <p>補助金交付要綱については、交付団体の監査をする上で都度確認しており、未策定の場合は指摘としているところである。このことを踏まえ総務課では、令和2年12月に各所管課へ補助金交付要綱を策定するよう周知しているが、所管課は策定していなかった。</p> <p>交付団体に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであることから、所管課は、遺族会事務費補助金の趣旨を踏まえ、事業の公益目的や補助対象とする経費を明確にした上で、個別に考慮した交付要綱又は支出基準を整備されたい。</p> <p>また、交付団体は、補助金交付要綱に則り補助金の支出を行って頂きたい。</p> <p>老人クラブ連合会</p> <p>■ 補助金の使途及び帳票類の作成について</p> <p>市では、「大網白里市老人クラブ補助金交付要綱」に基づき、大網白里市老人クラブ連</p> | <p>令和5年3月31日付けで大網白里市保護司会補助金交付要綱を策定し、令和5年度以降の補助金から適用する。</p> <p>令和5年3月31日付けで大網白里市遺族会補助金交付要綱を策定し、令和5年度以降の補助金から適用する。</p> <p>令和4年12月28日付け高第2343号で、事業目的や対象事業を明確にするた</p> |

合会の運営事業及び、単位老人クラブの運営事業・健康づくり活動・生きがい活動・奉仕活動助成事業に係る経費に対し、補助金を交付している。

前回監査時の指摘を受けて、所管課では各老人クラブでの補助金の使われ方や収支などをより分かりやすくするために、「老人クラブ補助金について」の手引きを作成し、各老人クラブへ配布し指導を行っている。

しかしながら、会計帳簿及び領収書を確認したところ、会計処理が不明確のものや、補助金の使途に補助対象経費として適格性を欠くものなどが散見された。

一単位老人クラブにおいては、コピー機をリース契約し自治会館へ設置している。自治会との共同利用で、経費は自治会が一部負担しているが、単位老人クラブの負担する経費の大部分に補助金が充当されている。印刷代については補助対象として認めているが、コピー機を自治会でなく単位老人クラブが契約し補助金を財源として所有することについては疑義が生じるため、事後精査し適正な補助金の執行を図られたい。

所管課においては、老人クラブ連合会及び単位老人クラブの現状を踏まえ、補助金が効果的に活用され、団体の活動が持続されるよう、補助金の使途を更に明確化した上で、引き続き帳票類等の簡素化を検討し、団体に指導されたい。

大網白里市海岸地域の振興を進める会

■ 事務局の事務について

「大網白里市海岸地域の振興を進める会会則」第8条によると、本会の事務局は会長宅に置くことが定められているが、所管課において会費の徴収や収入支出決議伺書の決裁など一連の会計処理を行っており、会則と異なる実態が確認された。

大網白里市補助金等交付基準（事務局の事務）によると、事務局の事務を市が行うべき特別な理由があるものを除き、原則として各団体自らで行うこととされている。

本会の活動の実態が会則に沿うように運営されるべきであるため、事務局の取扱いにつ

め「大網白里市老人クラブ補助金の手引き」を改正し、大網白里市老人クラブ連合会及び単位老人クラブに交付した。

また、改正した「大網白里市老人クラブ補助金の手引き」を使用して、令和5年度老人クラブ連合会総会で補助金の適正な執行について説明を行ったほか、単位老人クラブには個別に説明会を実施した。

なお、コピー機のリース契約については、リース料を補助金対象外とすることなど、補助金の適正な執行を図るよう当該団体に指導した。

事務局の取扱いについて本会与協議し、会長宅に事務局を置くこと及び事務は団体自らで行うことを確認した。

令和5年度から会則に沿った運営となるよう、本会の会計処理、会費徴収、通知発送及び書類作成等の事務はすべて団体自らが行うこととした。

なお、令和5年4月に会長に対して関係書類及び関係物品の引継ぎを行った。

いて所管課と団体で協議されたい。

大網白里市商工会

■ 補助金の交付事務について

大網白里市補助金等交付基準（補助金等の検証）によると、実績報告書が提出された時は、補助金等の不適切な使用がないかを補助対象事業経費に係る領収書等の支払証拠書類でその使途を確認することとされている。

しかしながら、所管課において実績報告書の確認を証拠書類等を用いて検証しないまま交付額を確定しており、補助金の決定に際しては審査が不十分だったと言える。

所管課は、補助金の交付が公金の支出である以上、少なくともその内容を確認すべきであるため、証拠書類の確認を行い、適正な事務執行に努められたい。

商工会から商工会育成事業補助金の実績報告が提出された際は、補助対象経費に係る支払証拠書類により支出内容の照合・確認を行い、補助金の適切な使用を確認することとする。

なお、令和4年度の当該補助金実績報告に係る支払証拠書類の確認は、令和5年4月に実施した。